

経済産業省 同時発表

令和 6 年 12 月 11 日

物流・自動車局国際物流室

企業間取引におけるコールドチェーン物流サービスに関する日本提案の 国際規格が発行されました

～日本式コールドチェーン物流の海外展開を目指して(ISO31512)～

国際標準化機構(ISO)において、我が国が主体となって提案・開発を進めてきた企業間(BtoB)取引におけるコールドチェーン物流サービスに関する国際規格(ISO31512^{※1})が発行されました。今後、コールドチェーン物流に関する需要が旺盛なアジア諸国をはじめ、世界各国において本規格の普及を図ることにより、我が国物流事業者の海外展開をより強力に支援して参ります。

1. 背景

近年、アジア諸国では、経済成長・所得の向上に伴い食生活が多様化し、冷蔵・冷凍食品の国内流通量が著しく増加しています。これにより、流通段階において温度管理を伴う質の高いコールドチェーン物流(低温輸送・低温保管サービス)に対する需要が高まっていますが、一部の国ではいまだ温度管理が不十分な物流サービスが行われている状態であり、適切な水準のコールドチェーン物流網の構築が追いついていない状況です。

こうした状況を踏まえ、我が国は、令和 3 年 6 月に閣議決定した「総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)」において、我が国の物流事業者が高まるアジア諸国の物流需要を取り込むために、日本の高品質なコールドチェーン物流サービス等の国際標準化や普及を重要施策の一つとして位置づけ、取組を進めてきました。

2. これまでの取組

我が国では、平成 28 年 3 月以降、「我が国物流システムの国際標準化等の推進に関する連絡検討会」(事務局:国土交通省)において、物流事業者・業界団体・関係省庁が連携し、オールジャパン体制で標準化の検討を進めてきました。

さらに、アジア諸国との物流政策対話及びワークショップ等を活用し、各国の物流関係省庁、標準化機関等との連携を行ってきた結果、令和 2 年 5 月 28 日には小口保冷配送サービスに関する国際規格 ISO23412^{※2}が、令和 2 年 6 月 30 日には日本式の企業間コールドチェーン物流サービスに関する民間規格 JSA-S1004^{※3}がそれぞれ正式に発行されました。

その後、令和 2 年 11 月に、我が国の提案により新たな技術委員会(コールドチェーン物流に係る技術委員会:TC315)が設置され、令和 3 年 9 月より JSA-S1004 を原型とした国際規格の作成が始まりました。我が国は議長国として ISO での議論を主導し、国際標準作成に向けた取組を推進してきたところ、今般実施された発行の是非を問う最終投票において全会一致で可決され、令和 6 年 12 月 6 日に ISO31512 が正式発行されました。

3. 期待される効果

本規格が普及することにより、日本の物流事業者のサービス品質が適切に評価され、国際競争力が強化されるほか、日本の農林水産物・食品の輸出拡大、各国におけるコールドチェーン市場の健全な育成と拡大への寄与が期待されます。

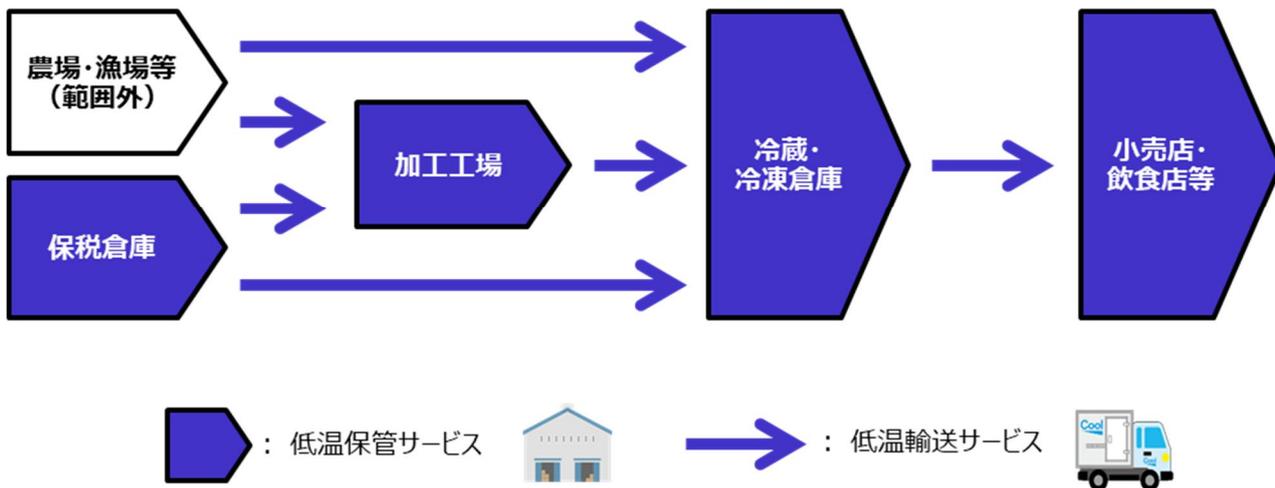
国土交通省は、本規格を含めた日本式コールドチェーン物流に関する国際標準がアジア諸国をはじめとして世界各国で普及するよう、引き続きオールジャパン体制での取組を行っていきます。

4. 規格の概要

今回発行された ISO31512 は、企業間(BtoB)取引のコールドチェーン物流サービスにおいて運送事業者及び倉庫事業者が適切な温度管理を実現するための要求事項を定めています。

主な内容は以下のとおりです。

ISO31512の対象範囲



ISO31512の要求内容

	低温保管サービス (冷蔵・冷凍保管)	低温輸送サービス (冷蔵・冷凍輸送)	共通項目
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・条件の確認 ・入庫 ・低温保管 ・出庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件の確認 ・積込み ・低温輸送 ・積替え、積卸し 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯、安全衛生 ・教育訓練 ・設備、機器の維持管理
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・温度管理された場所で、貨物の種類、数量、ダメージ、汚損を確認 ・庫内の温度上昇を防ぐ対策 ・一定温度帯での保管 ・保管温度の記録 ・ロケーション管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の予冷 ・温度管理された場所で、貨物の種類、数量、ダメージ、汚損、温度状態を確認 ・一定温度帯での輸送 ・貨物が外気にさらされることへの対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理(倉庫・輸送) ・防虫対策(倉庫) ・貨物の紛失や窃盗への対策(倉庫・輸送) ・ドライバーへの交通ルール等の指導(輸送) ・停電時に庫内温度を維持する対策(倉庫) ・作業マニュアルの作成と共有(倉庫・輸送) 等

*1 正式名称;

ISO 31512:2024 Cold chain logistics services in the business to business (B to B) sector – Requirements and guidelines for storage and transport

*2 国土交通省報道発表資料(令和2年6月3日付)

https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000510.html

*3 国土交通省報道発表資料(令和2年7月3日付)

https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000516.html

参考

International Organization for Standardization ホームページ

<https://www.iso.org/standard/83684.html>

【お問い合わせ先】

物流・自動車局 国際物流室 古田、小笠原、松澤

代表:03-5253-8111(内線 41891、41892、41893)

直通:03-5253-8800